

2024 年 9 月 2 日

住友商事グループ各社

人事ご担当者様

住友商事株式会社 法務部

住商アドミサービス株式会社

## 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」

### (フリーランス・事業者間取引適正化等法) 施行に伴う対応について

2024 年 11 月 1 日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法、以下「本法律」といいます。) が施行されます。

本法律内容をまとめた動画コンテンツを用意しましたので、下記リンク先からご視聴のうえ、ご確認ください。

契約内容によっては、施行日（11 月 1 日）までに業務委託契約の再締結が必要な場合もありますので、お早めに本動画をご確認のうえ、必要に応じて、各社の現場マネジメントにも展開し理解を深めていただくなど、お役立てください。

#### 記

#### (1) 法律の概要

本法律は、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスと発注事業者の間の取引の適正化と②フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的に、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

詳細については動画コンテンツ（約 13 分）をご確認ください。

**動画コンテンツ :** <https://sumitomocorp.box.com/s/nhr27uili507si4wk3ya99fkhr9k8qln>

※必要に応じて、BOX よりダウンロードのうえ、社内にてご展開ください。

#### (2) 書式等

・業務委託契約雛形 : [対個人\\_報酬確定](#) / [対個人\\_報酬未確定](#)

・参考資料 : [PDF 資料](#) (P10 のチェックリストをご活用ください。)

#### (3) 留意事項

・本法律の適用となるフリーランスとは、従業員を雇用していない『個人事業主』だけでなく、役員一名で従業員を雇用していない『法人』も含まれるためご注意ください。

・現在締結しているフリーランスとの間の業務委託契約書の内容を見直し、取引条件の明示義務等について要件を満たしていない場合は、業務委託契約の再締結が必要となります。施行日までにご対応ください。

【ご参考】より詳細な情報はこちらからご確認ください。

[公正取引委員会フリーランス法特設サイト | 公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](#)

[特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 説明資料](#)

以上

〈本件に関するお問い合わせ先〉

住商アドミサービス株式会社 グループ人事支援事業部

e-mail : [ejcag-org@sumitomocorp.com](mailto:ejcag-org@sumitomocorp.com)